

戦時日本の「地域主義」と「国際主義」

波多野澄雄

1. 「国際主義」と「地域主義」の文脈

歴史のダイナミズムの諸相を分析する際に、「チャレンジ」と「レスポンス」というとらえ方がある。近代日本の対外思想も「チャレンジ」と「レスポンス」という角度からながめてみることもひとつの方法であろう。例えば、明治初期の「黄禍論」にも、19世紀の半ばころ欧米列強の東アジア進出がこの地域に災厄をもたらすという「白禍」に対するレスポンスとみなすことも可能である。日本、中国そして朝鮮の共通の苦悩に対処するために、一種の連帯感情が生まれてくる。それが「アジア主義」と呼ばれるものの原型といえることができる⁽¹⁾。したがって、それは心情的なもので、防衛的な性格のものであり、そこには日本が盟主となって他の二国を統率するというより、平等な立場での連帯が基本であった。しかし、こうした平等主義を志向する思想は対外政策のイデオロギーとしては表出しなかったように思われる。

例えば、日露戦争直後、満鉄総裁であった後藤新平が対等な立場での日清同盟を核心とする「大亜細亜主義」をとらえたことがあるが、伊藤博文はこれを次のように書いている。「所謂大亜細亜主義トハ抑々何ゾヤ、此ノ種ノ論法ヲロニスルモノハ、深ク国際間の情誼ヲ察セズ、動モスレバ輕率ナル立言ヲ為スガ故ニ、忽チ西人ノ為メ誤解セラレ、彼等ヲシテ黄禍論ヲ叫バシムルニ至ル」⁽²⁾。すなわち伊藤は平等主義的なアジア連帯論であっても、政策として打ち出すことは欧米の列強をして「黄禍論」の反発を引き起こすことになり困難である、と指摘しているのである。

平等主義を志向する「アジア主義」というものを打ち出すことを困難とした今ひとつの理由は、朝鮮の併合であったと考えられるが、いずれにせよ、こうしたタイプのアジア主義をいっばうの理念型—「平等」志向のアジア主義とすれば、他方の理念型は「盟主」志向のアジア主義である。この「盟主」志向のアジア主義は第1次大戦期に形成されてくる。この「盟主」志向のアジア主義は、「東洋盟主論」あるいは「日本盟主論」といった主張がそれであるが、それが大東亜共栄圏といった1930年代の対外論に直結したわけではない。1920年代は東洋盟主論タイプの大東亜共栄圏の対外思想は影響力を持ち得なくなるのである。そのひとつの理由は、20年代がいわば「国際主義」の時代であったことである。「ウィルソン主義」と称される、国家間関係の平等・互惠、通商の自由といった国際原則が貫徹され、経済的相互依存関係の深まりや

貿易・交通のネットワークの拡大が平和と安定を保障するという考え方である⁽³⁾。これを「国際主義」（あるいは「普遍主義」）と呼ぶならば、「国際主義」の浸透ゆえに、国際連盟規約やワシントン会議条約といった国際規範が信頼性を獲得し、地域主義的な発想の成長を抑えていたと言えるだろう。

「国際主義」の浸透は20年代の対外政策としての対英米協調路線に相応しているが、この「国際主義」の原理が貫徹される世界ではなく、近隣国家間の地域的結束によって日本の生存をはかろうとする対外政策論を本稿では「地域主義」と呼んでいる。しかし、「地域主義」の主張は反英米路線を必ずしも意味しない。英米協調路線（すなわち「国際主義」）を保ちつつ、「地域主義」による生存と安全の途を模索するという政策論が、少なくとも1930年代末までの日本外交の特徴を反映した現実的なものであったといえよう。本稿は上述の意味での「地域主義」と「国際主義」の交錯と格闘こそが戦時日本の対外政策論の基軸を成していたことを示そうとする試みである。

2. 「東亜新秩序」外交と「地域主義」

1929年の世界恐慌は「国際主義」を支えていた諸条件に打撃を与え、とくに各国は恐慌克服のために経済のブロック化に躍起となり、20年代に築かれた自由な通商と相互依存関係の深化が平和と安定をもたらすという対外思想は国際的にも影響力を低下させる。すなわち「地域主義」の時代に突入してゆくわけであり、国際連盟規約やワシントン会議条約に体现された「国際主義」に対する信頼性が失われて行く。

日本においても例外ではなく、連盟脱退の前後には「日満ブロック」論や「東亜モンロー主義」論が盛んに喧伝される。日本においても「地域主義」という言葉が、実際に用いられるようになる。満州事変後、国際連盟規約やワシントン会議条約に体现された1920年代の「国際主義」を継承しつつ、満州国の正当化のために、あるいは日本と満州国の「特殊関係」を国際的に承認させるための論理構築が多く知識人によってなされるが、その代表格が蠟山政道（東京帝大教授）であり、彼の議論のキーコンセプトが「地域主義」であった。

蠟山が「地域主義」の名称を最初に用いたのは、連盟脱退後の1933年末に書いた論文である。蠟山は連盟との関係を再構築すべきであるとする前提で、「アジア・モンロー主義」の如き主張に国際的賛同者がいない場合には、「何等世界的意義を有する主義政策とはなり得ない。この意味に於いて、太平洋に於ける地域的平和機構の問題とこれに関連する国際連盟の極東地方組織の問題が実際問題として考慮されねばならぬ。これらの地域主義の意義は、国家又は国

民との相互関係の規律に於いて地域的条件の有する特殊事情を考慮しなければならぬと云ふ一点に尽きる」という⁽⁴⁾。「特殊事情」とは日満関係を指していたが、満州問題は結局、国際連盟の下における「地域的平和機構」によって解決すべきである、という主張であった。蠟山は「国際主義」の名称こそ用いなかったが、国際連盟規約やワシントン会議条約という規範を普遍的なものとして容認しつつ、それに適合する「極東地方組織」の確立を提唱するのである。換言すれば、「国際主義」の枠内における「地域主義」の主張であった。

しかし、日中戦争を契機として蠟山の「地域主義」は変貌する。国際連盟規約やワシントン会議条約を基礎とする「現行国際法秩序」は、蠟山にとって受け入れ難いものとなる。それはなぜか。蠟山は国際秩序を導く原理としてのナショナリズムの相対化の視点を提出する。東洋は西洋の「ナショナリズムがコピーされる地域ではなかった」として次のように説明する。

「・・・元来、民族主義なるものは国際的秩序の構成原理として完全なものではなくその一つの原理に過ぎない。・・・換言すれば近代欧州の国際的秩序が民族主義の原理によって成立し、従って民族的な主権国家の概念がその指導力を有っていたのは、近代の産業革命によって促進されて来た資本主義の発達が一定の限界に止まっており、大体において封建制度の打破又は統一によって成立していた国家的領域とその機能的範囲を同うしていた間に限られるのである。」⁽⁵⁾

こうしたナショナリズムの限界にもかかわらず、第一次大戦後の連盟やワシントン体制を通じて、西洋は東洋をその「普遍的システム」内に取り得れようと企て、「東洋を東洋として認める地域主義」を排除したのであるという。なぜならば、東洋が東洋として結合するよりも東洋が民族的に分立することを利益と感じたためである。しかも、国民党の中国は、西欧ナショナリズムを「平和と建設」そして「統一と進歩」のための原理として受容し、日本との提携を拒否して国民革命に邁進し、「独自に国民国家たらんとし」、さらには西欧帝国主義の支援の下に日本と衝突―日中戦争にいたったという⁽⁶⁾。

1938年に東亜新秩序構想が発表されると、蠟山の「東亜新秩序」論は、もはや国際主義とは明らかに決別した地域主義となる。では、西欧近代のナショナリズムを超える「地域主義」の原理は何か。蠟山にとって日中戦争は、文化的異質性を前提としつつ、東アジアの諸民族が「協同関係に立って地域的協同体」を構築するための戦争であり、そこには主権国家間の平等の概念は適用されない。「地域的協同体」（東亜協同体論）とは、国際主義の名のもとに「世界の不均衡なる地域的構成を無視し、民族国家の相互関係を原子論的に解体」してしまった欧米帝国主義の推進力となった、近代ナショナリズムを克服するための論理であった。したがっ

て、こうした「地域主義」の論理を推し進めれば、日中戦争が米英帝国主義との衝突に発展するのは必然的であった。

こうした蠟山に代表される議論と「対照的」な「地域主義」の構想が、日中提携論を軸とした石橋湛山の経済新秩序構想であった⁽⁷⁾。石橋の日中提携論は経済ブロックやアウタルキーの形成を意味せず、「満州及び支那の門戸開放」の原則こそが「東亜新秩序」の核心に据えられねばならなかった。それは「東亜独占主義を方針とする時は、東亜の利益は或は多く我が国に得られるかも知れぬ」が、「東亜以外の世界は我が国に対して鎖される」からであった。この石橋の主張が蠟山ら「東亜協同体」論者の主張と異なるのは、井上寿一氏が指摘するように「反帝国主義」をその核心においていない点であった。すなわち、東アジアにおける欧米帝国主義や植民地主義に挑戦するのではなく、「列国に其の植民地の通商を開放せしめる等の方法に依り、より自由の貿易を営み得る世界を実現」することが日本の生存の途であると説く⁽⁸⁾。

蠟山と石橋の議論を「対照的」と評したのは、前者が米英との衝突を必然とみなすのに対して、後者は対米協調を可能とみなしているからである。1930年代後半の日本外交―「東亜新秩序」外交の運用において最も重視されたのが対米協調であり、日米戦争は「東亜新秩序」外交の必然的帰結ではなかった。つまり、石橋の議論が、現実に展開されようとしていた「東亜新秩序」外交に即したものであった⁽⁹⁾。

例えば外務省通商局は、日中戦争勃発後、アメリカ資本を含む第三国資本を排除するものではなく、中国大陆の開発のためには「広く世界ノ生産力ト技術トノ参加ヲ得ル必要」があり、その点からも「商品市場トシテノ東亜ハ全ク日本モ平等ノ条件ニ於イテ全世界ニ開放シテ可ナリ」と説いていた。こうした通商局の開放経済体制論の背後には、「現在ノ如ク、交通、通信の発達ヲ見タ世界ニ於イテハ到底封鎖経済ハ成立タナイ・・・世界ハ既ニ素朴ナ封鎖経済ニ立帰ルコトノ不可能ナホドニ、経済的相互作用ヲ深く営ンデキル」という認識が存在した⁽¹⁰⁾。すなわち、1920年代の「国際主義」を支えた相互依存関係の深化と、交通ネットワークの発展が断絶することなく、なおも不可逆的な過程として継続していると認識されているわけである。

しかし、通商局の議論は1920年代の「国際主義」に回帰することを提唱しているわけではない。30年代における恐慌克服のための措置としてブロック経済体制の必然性は認めつつも、経済ブロック化とは「国際的自由経済ノ小地域化デアリ編成替ヘデアル」という。これを通商局は「新国際関係調整体制」と規定し、その意義について排他的アウタルキーではなく、自由経済を基調とする国際分業体制を新たな角度から再編成することであり、他のブロックと

の多角的貿易協定の締結をも想定したもので、それは恐慌克服のための一時的な措置ではない、と説明している。この「新極東経済秩序」ともいべき構想は、日中関係にも言及している。すなわち、両国は日本の資本・技術、中国の資源という特性が相互補完関係をつくりだし、また地理的近接性によって物資交流が低コストであるがゆえに、日中提携は必然である、と⁽¹¹⁾。

こうした議論は、1920年代に高橋是清蔵相が説いた日中経済提携論の通ずるものがある。高橋は、日本の資本と中国の資源、日本の工業力と中国の労働力をそれぞれ結合させた「東亜経済力」が確立されるならば、英米の東アジアへの資本進出に対抗できるものとし、それを可能にする条件として利権的要求や内政干渉的態度の抑制、軍事施設の撤去を求めたものであり、それはワシントン体制下の政治的・経済的の国際枠組に適應する構想であった⁽¹²⁾。

他方、1930年代の「地域主義」の主張には、政治的にも極端な「日本盟主論」は比較的少なかったといえる。蠟山の東亜協同体論はもちろん、有力な地域主義構想であった「東亜連盟論」は、盟主論的な主張には与せず「日本は然し連盟の精神に尊び、断じて領土的野心を持つべきでなく、独立さる諸国家の連盟加入も強制によらず一つの自発的意思に依るべきである」⁽¹³⁾と説いていたのである。

3. ドイツ地政学のインパクトー「生活圏」論への旋回

ドイツ軍が欧州大陸を席卷し、三国同盟交渉も開始されていた40年8月、内閣情報局は、「思ふに各国が自由に物資を交易し得ることを建前とする自由貿易の世界経済は已に旧秩序として我々の眼前に崩壊しつつある」と述べた。それは自由な交易やネットワークの拡大を前提とした外務省の開放的な経済体制構想の基盤が失われつつあることを意味していた。独伊との提携が外務省通商局の開放的経済新秩序の構想の基盤をいかに掘り崩したかは井上氏の研究に明らかであるが、對外思想としても開放的な「地域主義」の構想を押し流し、閉鎖的かつ独善的な主張に急旋回させた大きな要因は、日独伊三国同盟とドイツの地政学 (Geopolitik) の受容であった。ここではドイツ地政学のインパクトを取り上げてみる⁽¹⁴⁾。

Geopolitikを「地政学」と翻訳し、その意義を最初に論じたのは恐らく飯本信之であった。1925年に刊行された『地理学評論』に「人種闘争の意義と地政学的考察」を寄稿した飯本は、日露戦争後の「黄禍論」あるいは第一次大戦後の移民問題をめぐる日米対立に潜む人種問題を、アジア人種の「生活空間」確保の論理に読み替えたうえ、その本質を「白禍」に対する「有色人種の自覚」の問題としてとらえる⁽¹⁵⁾。さらに1928年には飯本は、ラッツェルからチェーレン、ハウスホーハーにいたるゲオポリティクの「生きた学問」としての発展を紹介し、

人文地理学や自然地理学から分離を主張する⁽¹⁶⁾。国際連盟脱退の年に刊行された阿部市五郎『地政治学入門』は最初の本格的なドイツ地政学の紹介の書であった。阿部によれば、日本の連盟脱退やロンドン経済会議の失敗にみられるごとく「インターナショナルな思想はもはや空想的」となり、世界民族はアウトアルキーやブロック経済に立てこもらんとしている。人口過剰で「空間なき国民」である日本とドイツは、空間を拡張し、「国家の繁殖」のために植民地を領有することは当然の権利であると主張する⁽¹⁷⁾。

日中戦争の勃発以後、地政学は政策科学として独自の役割を「生活空間」の国際的配分についての「不正義」を摘発する理論として評価されるにいたる⁽¹⁸⁾。「持たざる国」の論理を背後で支える理論的な役割をも果たすことになる。1939年には『新独逸国家体系』（全13巻）の一つにハウスホーファーのGeopolische Grundlagenの翻訳が組み込まれたのをはじめ、ドイツ地政学の基本文献が次々と翻訳紹介されて行く⁽¹⁹⁾。ドイツ地政学の翻訳書の氾濫は、欧州大戦の勃発、独軍の電撃的攻勢、三国同盟の締結による東西「新秩序」の相互承認といった国際関係の変動がその背景となっていたことはいうまでもない。

開戦直前の1941年秋に発足した日本地政学協会は、海防義会理事長上田良武（海軍中将）を会長とし、飯本を常務理事に、東京地学協会の主要メンバーのほか、地政学に関心をもつ学者、研究者を広く抱合していた。協会規約は、「本会は地政学を研究し特に日本及び其の生活圏を中心とする陸海空間を地政学的に調査研究して我が日本の高度国防国家建設の国策に寄与するを以て目的とす」とうたい、「国防国家建設」という国策に資する「政策科学」としての意義を明確に打ち出していたのである⁽²⁰⁾。機関紙『地政学』は、地政学に関する最も影響力あるメディアとして1944年末まで発刊が続けられる。

ところで、この地政学が果たした重要な機能に、40年8月に提出された「大東亜共栄圏」構想の理論的な正当化という作業がある。すでに指摘されているように、対外思想の面では日・満・支の結合を考える理論は存在しても、歴史創造の主体として南方圏（東南アジア）を想定した思想はかつてなく⁽²¹⁾、この地域を含めた「共栄圏」構想をいかに「科学的」に説明し、また「論理妥当性」を付与して行くか、という課題は知識人にとってきわめて困難な作業であった。そしてこの課題に応えうる「理論」として登場するのが地政学であった。すなわち、多様な文化と人種を抱合する「大東亜共栄圏」の地域的統一性を合理的、科学的に説明できる「理論」が地政学であった。

南方圏を含めた大東亜共栄圏を合理的、科学的に説明するという作業にあらゆる知性を動員する必要に迫られたとき、地政学はその「政策科学」としての性格のゆえに、ほとんど唯一の

「理論」となり、日米開戦前後には「官民が一致して地政学へと急いでいる」⁽²²⁾という状況を呈するにいたるのである。

それらの多くは、インド洋と太平洋の分岐点であり、南方戦略の重要拠点である「濠亜地中海」と呼ばれた海域を中心に展開されるものであり、典型的な「理論」は次のようなものであった。まず、人種的には「濠亜地中海」には、仏印の安南人、インドネシア人、蘭印のマレー人、ジャワ人、ネグリート、タイ人、セマングなどが混在しているかにみえるが、彼らはこの地域に自生していたのではない。古代にこの地域が大陸に連結していたころ、大陸より移動してきたのであり、元来同一人種なのである。さらにこの圏域は、半島部と群小諸島に分断されているかに見えるが、群小諸島部は元来陸地であり、氷河期以降に沈降したものである。また、半島部も群小諸島部もその生活形態が周縁的特徴をもち、半島部は内陸に指向するよりは「濠亜地中海」を中心とするアジアの「必然的統一性」に分裂的景観を与えている要因が、南方地域の植民地化をもくろむ欧米勢力の介入である。欧米地域の政治支配は、この地域に「資本主義的偏奇生産」をもたらし、「偏奇生産の発達はこの地域本来の性質を破壊し、その必然的統一性とアジアへの連結性を弱め」ている。ここに南方作戦の目標は、「濠亜地中海」圏を核とする南方圏を欧米の搾取から救い出し、本来のアウタルキイ的農業社会への復帰を準備することである——⁽²³⁾。

こうして、南方圏を論ずる地政学者は、1930年代のブロック経済から広域経済への歴史的運動の必然性を前提としつつ、南方占領地の拡大に応じて日本の「生活圏」概念をも拡張して行くことになる⁽²⁴⁾。

この地政学の影響を見てとれる「東亜協同体」論者に、早くから植民地問題に関心を寄せていた植民経済学者・加田哲二がいる。加田は1939年から40年にかけての論説は、経済のブロック化は植民地住民の隷属化を強化するものであるとして批判し、その矛盾克服のために日満支の「全体の利益」のために、土着資本の育成や住民の民族的独立思想の尊重という観点から「協同主義」を唱えていた。またドイツ経済学者のアウタルキイ経済の論理にきわめて批判的な立場をとっていた⁽²⁵⁾。こうした加田の姿勢はその「東亜経済協同体」構想を、「東亜に属する各国の個性を殺して日本に奉仕せしめるものでもなければ、また日本が身を亡して、仁をなすものでもない」と性格づけに集約されていた⁽²⁶⁾。しかし、41年の加田の論文「東亜建設理論の再吟味」は、後進・弱小民族の独立は、近接する強大民族との「協同」によって初めて獲得できる「大東亜協同圏」の民族はその結合性を拒否して欧米陣営に走るという自由は存在しない。協同圏の一員であることは「地政学的必然」である⁽²⁷⁾と説くにいたっている。

すなわち、地政学の民族の自由・独立は固有の権利ではなく、ブロックの「盟主」より与えられるものと定義されるのである。

4. 「大東亜共栄圏論」の克服－「大東亜国際機構」構想

太平洋戦争の開戦後、日本は南方を掌中に収めたことによって、初めて現実の問題としていかなる「大東亜」建設のビジョンを打ち出すか、「地域主義」の構想に内実を与える必要に迫られるが、その方向性はもはや明らかであった。しかし、盟主論的な論理によって「大東亜共栄圏」建設のプランを作り上げるにしても、民族の「独立」に配慮しない、単なる植民地主義の貫徹は避けねばならなかった。ピーター・デュース(Peter Duus)氏が指摘するように、戦間期の帝国主義にとって、「民族自決主義」がもはや避けることのできない国際的潮流となっていたからである⁽²⁸⁾。つまり、いかに植民地主義なき「大東亜共栄圏」を作りあげるかが最大のテーマとなるのである。例えば、42年1月に総力戦研究所が作成した「大東亜共栄圏建設原案」は、圈内諸民族の独立の要望は尊重しなければならないが「東亜諸民族ノ独立ハ飽ク迄『東亜新秩序中ニ存在スル独立国』トシテ東亜建設ノ理念ニ立脚スベキモノニシテ単ナル自由主義民族自決主義的理念ニ基ク独立トハ其觀念ヲ異ニスルヲ要ス」と述べている⁽²⁹⁾。そこで、この「原案」は「圈内諸民族ヲシテ各々其所ヲ得セシメ」という概念を「自由主義民族自決主義」に對置している。

「万邦ヲシテ各々其所ヲ得シム」という概念は、日本人の労働秩序・身分秩序の觀念に由来する「分」の論理である。各民族や国家が「分」に応じて忠実に役割を果たし、指導国家に奉仕することによって「独立」も保障されるというのである。大東亜省の設置が「植民省」の設置であり、大東亜外交の消滅であるとして批判を浴びたとき、東條首相はこれを儒教的な家父長制度になぞらえ、兄弟国に外交儀礼は不要であると説明していたが、いずれにしても日本盟主論に変わりはなく、政府の描く共栄圏像は大東亜建設審議会の基本答申(「大東亜建設に関する基礎要件」1942年5月)に現れているように、指導国なる日本が圈内諸国を「内面指導」し、政治・経済・文化の秩序を統制し、圏外諸国との交易も指導国の統制の下におかれるという姿であった⁽³⁰⁾。

こうした家父長的な階層秩序の構想を批判し、新たな秩序原理による「地域主義」の構想が重光葵外相時代(1943年4月1－1945年4月)に見られた。それは中華民国(南京政府)との不平等条約(日華基本条約)を清算し、自主独立と平等互惠を基調とした新同盟条約を締結し、同種の同盟条約をタイ、満州国、さらに独立許与が予定されたビルマ、フィリピンとの間に結

び、これらの同盟条約網を基礎に5カ国が平等互惠の立場で「大東亜国際機構」を作り上げようというものであった⁽³¹⁾。

本構想の基本となる当初の日華同盟条約案(1943年4月)は、「共栄圏内各国(日・満・華・泰・ビルマ及比国)ガーツノ共同機構ヲ作り、定時若ハ隨時ニ東京ソノ他ノ地ニ於テ会同シ、戦争遂行上及ビ今日ヨリ平和時ニ於ケル協力ニ付テ協議スルノ組織ヲ成立セシメントスル」との前提で、日華間のみならず、ビルマおよびフィリピンとも「同様ノ条約ヲ締結シ茲ニ大東亜地域ニ於ケル国際機構ヲ建設スルコトヲスベシ」と述べている⁽³²⁾。重光の指示によって外務省内(政務局)で検討されていた一案によれば、日本、中国(南京政府)、満州国、タイ、ビルマ、フィリピン(および仏印)によって構成される恒常的な協議機関として「大東亜会議」を想定し、同会議の付属機関として「大東亜仲裁裁判所」や「大東亜警察軍」、通貨と通商の安定のための「大東亜清算銀行」の設置などを掲げている。外交面では、各国は「大東亜ノ利益ニ反シテ如何ナル国家トモ条約ヲ締結セズ、大東亜会議ニ於イテ無効トスル場合モアル」とし、また経済面では大東亜以外の各国との貿易に関する関税は互惠主義により低減し、大東亜関税収入の三分の一は「大東亜清算銀行」に払い込む、など主権の一部委譲を含む強力な地域的共同機構が想定されている。この案の説明文では「大東亜会議ハ一種ノ国家連合ヲ目的トスルモノナリ。北米合衆国ノ如キ連合国家トシテ組織スルヲ要スベシ・・・同盟関係以上ノ強固ナル運命共同体トスルヲ適当トス」と述べている⁽³³⁾。

重光の構想は個々の同盟条約案にも現れ、日満同盟条約案、日タイ新同盟条約案さらに日本・ビルマ同盟条約案は、相互に自主独立を尊重し、平等互惠の関係を構築するとともに、「大東亜国際機構」の一員として相互の発展をはかるという骨子であった⁽³⁴⁾。

重光は、以上の省内における検討を念頭に、大本営政府連絡会議において「大東亜会議の際宣言などではなく、大東亜連盟〔大東亜国際機構〕を結成してはどうか」と提案するのである。重光は、1943年11月に予定された大東亜会議を、協議機関としての「大東亜国際機構」建設の第一歩と位置づけ、共同宣言を「国際機構」の共同綱領とする考えであった。しかし、この構想は二つの点で国内的非難を浴びて挫折を余儀なくされる。第一は、日満華の三国は他の独立国(タイ、ビルマ、フィリピン)と対等の地位にはないこと、第二は、国際連盟に類似する機構の創設は好ましくないこと、であった。そして何よりも日本の指導権が否定される恐れがあった⁽³⁵⁾。

大東亜共同宣言の案文作成にあたった外務省戦争目的研究会幹事会(1943年8月設置)に於いては改めて議論の対象となる。しかし、「大東亜機構」の権限を広範なものとし、圏内の政治

経済の根本問題を決する機関とすることには、多くの異論（「指導国家」としての日本の「威令」が低下する恐れはあること、対日協力中の圈内諸国が相互に「結託」して対日離反につながる恐れがあること等）が予想された。結局、幹事会は大東亜会議の運用にあたっては、「各国平等の票決を以てする決定する等の所謂国際連盟的構成及運用」はこれを避けるという判断におちつく⁽³⁶⁾。

もう一つの争点は、従来の「指導国理念」をいかに克服するかにあった。幹事会は「従来の指導国理念の極度に強調せられたる共栄圏思想は反省を要す」との前提のもとに共同宣言の内容の検討に入る。しかし、議論は直ちに圈内諸国の独立尊重と平等互惠という政治経済原則と、日本のアジアに対する覇権的地位を前提とする旧来の「大東亜共栄圏」構想との矛盾に直面する。戦後構想といえども圈内に対する日本の指導権の否定には強い国内的批判が予想された。そこで、幹事会としては、宣言のなかの「共同」「協力」あるいは「提携」といった言葉のなかに「指導」の意味が含まれている、といった説明によって切り抜けて行く外はなかった⁽³⁷⁾。元来、大東亜会議の目的は、43年秋と予想された米軍の反抗に備えてアジア諸民族の結束と戦争協力態勢を固めるためであり、重光構想の実現の舞台ではなく、共同宣言の内容も外務省や重光の意向と軍や他省の意向を取り入れた「玉虫色」のものとなる。

重光は、戦中に記した手記に、大東亜共同宣言は大東亜結束の共同綱領として、英米の戦後秩序の理念（戦争目的）たる大西洋憲章に「相對」させるものである、と書いている⁽³⁸⁾。共同宣言を大西洋憲章に「相對」させるとは、戦争目的の再定義を意味し、実際、重光あらゆる公私の場を利用して大東亜宣言が日本の実質的な戦争目的であることを訴える。こうして重光が大東亜宣言に戦争目的の再定義という意図を託したとすれば、その国際的背景は、43年には大西洋憲章がその起案者たちが意図したものより、はるかに重要な意味をもつようになっていたことに求められよう。アジアにおける戦争目的について英米が一致していたわけではなかったが、大西洋憲章の諸原則は、実際政治を導く原理として重要な意味を帯びるにいたっていた⁽³⁹⁾。重光は大東亜会議の企画と平行して対独交渉を進め、占領地の独立や自治の容認という政治目的をドイツ側と共有すべく、日独共同宣言として発表することを打診している⁽⁴⁰⁾。ドイツがこれに応ずることはなかったが、重光が戦争の争点としての占領地の処遇問題、すなわち大西洋憲章の中心的原則が戦後世界を導くことに敏感であったことを示している。

5. 「資源の開放」と「開放的地域主義」

ところで、戦争目的研究会において最も議論が紛糾したのは経済分野であった。安東義良（

条約局長)は「資源の開放は大きく唱ふる要あり」とし、曾禰益(政務局第二課長)はこれをフォローして「戦後圏内のみの完全なる『アウトタルキ』と云ふことは不可なる旨周知せしめること必要なり。過剰資源は交易することとせざれば日本は別とし圏内諸国は追随協力し来たらざるべし」と述べている⁽⁴¹⁾。さらに、曾禰の意見をセコンドするものとして、共栄圏と外郭との経済関係について、「共栄圏外の世界が所謂広域経済圏として数個に分たるるや否やに付予断することは之を避くるを可とす」という意見も述べられ、幹事会としては、「資源の開放」を容認する方向に傾いて行く。この過程で「資源の開放」に批判的であったのは、1930年代には最も先端的な開放的な経済「地域主義」を構想していた通商局であった。

紛糾の原因は「資源の開放」問題の前提である、戦後世界の経済体制が自由貿易を指向するのか、あるいは広域経済圏やブロック経済を指向するのか——戦後世界経済の展望の不透明さにあった。通商局案(「大東亜共栄圏の経済体制」)は、「形式的には各国の合意の形成」を謳いつつ、実質的には日本の指導のもとに「共同目的達成のため必要な範囲に於て一定の総合的計画に基く統制経済又は協力体制」を敷くものとしていた。この通商局案に対して、松本俊一次官が、政治体制としては「自主独立」を容認する方向で議論しているのに対して、通商局案は圏内の「計画経済・統制経済」を前提とし、逆行している点を指摘した。

松本次官は、通商局案のように、共栄圏内部に於て必要に応じて経済統制を行うということになれば「圏内諸国は恐慌を来すべし」とし、「実際、政治部門に於ては、例へば日華関係の如く根本的変動、転換が起りつつあり。之に対して経済的分野に於ても根本的反省の時にあるに非ずや」「大東亜の諸国は其の国民性よりして計画経済を欲せず、大東亜に於ては結局蘇連式の計画経済を実行すべからざるに依り、従来の計画経済の考へ方を改めんとするものなり」と主張している。これに対し通商局案を起草した法華津は、「形の上に於ては自主・独立を尊重するも実質的には之を制限するは政治体制も同様」、圏内の統制経済は「当然」であり、また産業者の同意が得られないと反論している。こうして、共栄圏内の経済体制を「統制経済」とするか、「自由経済」とすべきかを巡って松本次官と通商局との間に激しい論争が続くが、松本次官らの主張に沿って宣言案文では「資源の開放」が明記される。「資源の開放」が辛うじて貫徹された背景には、戦争の勝敗にかかわらず日本の生存のためには「思い切りて東亜を開放し他国との交易を能ふ限り自由にし、資本技術の導入を促進する」⁽⁴²⁾ ことが必要という「国際主義」への展望が存在したことに注目しておきたい。

しかしながら、43年の時点では、「国際主義」の諸原則が貫かれる世界経済体制が理想であるか否かについては外務省にも異論が存在した。例えば、大東亜会議に関して外務省が用意

した調書案は、「欧州近代の世界経済の理念は全く『地域性』の観念を排して、国民経済を端的に世界経済に拡張したからに外ならない」として「地域性原理の排除」を批判する。そこで、この調書案は経済的には自給自足性を有し得ない現代の国民経済を、直接に世界経済に連結せず、「開放的」な共栄圏（広域経済圏）を媒介とすることを主張する。「共存共栄圏の媒介を容れず国家が直接に世界に連結する無秩序の開放性は決して萬邦の共存共栄を齎すものではない」と考えられたからである。つまり、「広域経済を包む世界経済は存立の余地を残している」のであった⁽⁴³⁾。それは、いわば「国際主義」との両立する「開かれた地域主義」の立場であり、同様の議論は英字紙『今日の日本』(Contemporary Japan)の変名論文にもみられる。

この論文は、大西洋憲章に対して大東亜宣言を「太平洋憲章」と呼び、モスクワ宣言などを視野に入れつつ、両憲章に現れた平和の構想を比較し、大東亜宣言を「地域主義」の構想と位置づける。すなわち、大西洋憲章は世界平和について、Pax Anglo-AmericanあるいはBritish-American-Soviet hegemonyのもとで単一の世界システムを求め、そうした意味では普遍主義(universalism)を志向しているが、大東亜宣言は平和の組織化について第一義的には地域主義を志向するものであるとし、それは、閉鎖的なものではなく、地域内外に対する文化的帝国主義(cultural imperialism)を否定し、文化交流(cultural intercourse)を促進し、資源と市場への自由なアクセスを保障する開放的地域主義の立場であるとする⁽⁴⁴⁾。また、この論文は、安全保障についても地域紛争を拡大させない方途として地域主義的な解決枠組みを提案しているが、それは、同時期にウォルター・リップマン(Walter Lippman)が普遍主義的な機構の下で、例えばパナマとアメリカの紛争が起こった場合、アメリカはこの世界機構によって解決されることを望むだろうか、と指摘したウィルソン主義批判に通ずるものがある⁽⁴⁵⁾。

6. 「戦後国際機構案」―石橋湛山と清沢洌

大東亜共同宣言は、その内容が「玉虫色」であったがゆえに、言論界においては日本盟主論的な旧来の共栄圏論に埋没して行くが、異なる視点から大東亜宣言を評価しようとしていた言論人が石橋湛山と清沢洌であった。ことに石橋は、『東洋経済新報』などを通じて四二年の段階から連合国の戦後経営や日本の戦後構想の研究の必要性を訴え、また清沢も「あらゆる場合を考えて自由に研究するような空気ができなければ国家は危ない」⁽⁴⁶⁾との思いから、連合国の戦後世界政策をにらみ合わせた「戦後案」の研究を「国際関係研究会」などの私的な会合の場で開始していた。従って彼らは、日本の「戦後構想」という視点から大東亜宣言を評価することが可能であった。しかし、1943年後半には「媾和招来を希求するが如き思想その他の厭戦

思想」が取締まりの対象となるなかで⁽⁴⁷⁾、公然たる戦後構想の発表は困難となりつつあり、大東亜共同宣言を利用する形でその構想を明らかにして行ったという解釈が正鵠を得ているのかも知れない。

石橋と清沢が「戦後案」の研究に取り組んだ一つの理由は、戦争勃発の原因は「消極的」には自存自衛であるが、「積極的意味」においては「世界の被圧迫民族の解放」である以上、この目的のために何らかの「戦後経営の具体策」を案出する必要があるという動機によっていた⁽⁴⁸⁾。この点で大東亜宣言は有力な手掛かりを与えていた。

清沢は大東亜会議からまもなく、高橋亀吉、石橋とともに青木大東亜相を招いた。しかし、青木は「大東亜宣言はあれで行く。機構は造らず、日本は指導者顔はしない」と述べただけで、清沢からみれば、戦後機構問題に「乗り気でない」、「戦争遂行だけで手一杯」と映った⁽⁴⁹⁾。清沢らは大東亜宣言を基礎に戦後機構案の作成について政府の意欲を促したのであるが、少なくとも大東亜省にとっては、宣言は戦争遂行の手段としてのプロパガンダ以上のものではなかったことを示している。清沢は政府に宣言の具体化の方法について策がないことに失望を感じ、その後、積極的に政府に働きかけることはなかった。

清沢や石橋が本格的に「戦後案」に取り組むのは、四四年の後半からであるが、一つの理由は連合国側の戦後機構案が輪郭を整えてきたことである。ことにダンバートン・オークス会議（1944年8月－10月）の結論として、国際連盟にかわる新たな平和維持機構の構想として「一般的国際機構の設立に関する提案」が発表されたことは、清沢らの研究を刺激した。もう一つの理由は、小磯内閣に留任した重光外相が大東亜相を兼ね、戦時外交の実権を掌中に収め、さらに大東亜宣言の意義を強調し始めたことにある。例えば、清沢は、44年9月の衆議院予算総会において、重光が大東亜宣言の諸原則を織り込んだ「日本外交五原則」（大東亜宣言の主要原則に内政不干渉主義、民族主義の尊重を加えたもの）を日本外交の基礎とする、と答弁したことに賛同を惜しまなかった⁽⁵⁰⁾。しかし、重光の強調する「日本外交五原則」は「画期的な声明」ではあったが、相変わらず「具体策」には欠けていた。

清沢によれば、大東亜宣言を「補完」する具体策の作成のためには、①大東亜諸国の協力の方法、②大東亜が世界秩序の運用において如何なる位置を保つか、について議論を規定することであった。①のためには何らかの「常設機関」が必要であり、②については、「大東亜建設は世界平和の確立があつて始めて可能」であり、「大東亜共栄圏が他の共栄圏と如何なる関係を持つか、また幾つも出現するであろう世界の共栄圏を統轄する機構は如何なるものであるかの課題に答える必要がある」という⁽⁵¹⁾。

清沢と石橋は私的な研究グループ国際関係研究会などにおいて盛んに「戦後案」の研究を行う⁽⁵²⁾。神川彦松、横田喜三郎、平貞蔵らを交えた議論の中心は、ダンバートン・オークス提案を踏まえて、戦後国際秩序が「地域主義」となるか「国際中央主義」となるか、さらに「戦後国際機構を地域主義（リージョナリズム）の上に置くか、それとも一般的国際主義（ジェネラル・インターナショナリズム）の上に置くか」であった⁽⁵³⁾。これらの議論を踏まえ44年末までに石橋によって「戦後機構案」が作成される。それは、政治的議論を避け、経済的機構に的を絞ったもので、案の骨子は「世界を三極に分け、地域理事会と世界理事会との二つにする」というものであった⁽⁵⁴⁾。

清沢によれば、ダンバートン・オークス案は要するに、理事会が「強国の発言力」のみによって運営され、「国際的警察力」を保持する「強国の支配機構」であるとすれば、「世界の被圧迫民族の解放」を戦争目的に掲げる日本は、大東亜宣言の諸原則に基づく新たな「対抗理論」を用意する必要があった。その「対抗理論」が石橋案であった。

石橋は前述のように大東亜宣言を評価しつつも、清沢と同じく、その後何らの具体案が提出されず、現実的基礎に欠ける点をダンバートン・オークス提案に對置させつつ批判する。すなわち、世界平和の保障機構案としてのダンバートン・オークス案が「大西洋憲章を一層詳細な実行案に化せるもの」であるの対して、「遺憾ながらわが方には、いまだこれに対抗すべきものがない」のであった。しかしダンバートン・オークス案は、国際連盟と異なり、米英支仏の五カ国同盟に基礎をおく点で現実的であるとされるが、それは「デモクラシーの原則」に反して常任理事国の構成員の選出は投票と選挙によるのではなく米英ソ三国にのみ委ねている。ここに同案は容認できず大東亜宣言の諸原則を基礎とする「新世界機構」を考案する必要がある、という⁽⁵⁵⁾。

こうした議論を踏まえた石橋案は、当面は経済機構に焦点を絞った「世界経済内の地域主義」の主張であった。圏内の自給自足経済を目標とする広域経済圏の構想を、経済の自然の要求たる「国際分業主義」に反するとして排除したうえ、まず世界を三つの広域圏に分ける。それぞれの広域圏には「常設国際委員会」をおき、この地域委員会は圏内の経済計画を立案し、他地域と交流を要するものは世界委員会（「常設国際委員会」）に報告し、「国際委員会」は世界全体の見地から調整するという「世界経済機構」構想である⁽⁵⁶⁾。

一方、清沢も『東洋経済新報』紙上において、ダンバートン・オークス提案を解説したのち、石橋と同様に強国中心の戦後機構案であることを批判しつつも、1945年2月には、それを基礎とした修正案として「世界秩序に関する私案」を発表する。骨子は、①資源開放・経済的

封鎖の排除の項目の挿入、②枢軸国の排除を意味する「平和愛好国」のみが加入を許されるとする条項の削除、③理事会権限の縮小、④国際調停裁判所の創設、⑤自由通商・人種差別撤廃を保障する条項の新設、⑥一律相互軍縮の原則の明記、などである。これらの条項の趣旨は、次に述べる45年4月の大東亜大使会議宣言とほとんど変わるところはない。清沢はこの「私案」の公表にあたって、連合国側のダンバートン・オークス案を基礎とした理由について、「それが何人によって勘案されたにしても、よって以て世界平和に貢献するものであればこれを取り入れるに吝かでないことを示したいからである」と述べている⁽⁵⁷⁾。それは、大東亜大使会議宣言にも通ずる観点であったといえよう。

7. 「地域主義」から「国際主義」へ

鈴木内閣の成立からまもない45年4月末、大東亜大使会議が開催される。研究史の上ではほとんど注目されないが、終戦時の「東郷外交」を語るとき、国内的拘束に悩まされた対ソ外交に比べて、そこには見逃せない独自性が含まれているように思われる。この会議は元来、「第二次大東亜会議」として重光外相時代の末期に計画されたものであった。会議の目的は「決戦段階」における大東亜の結束強化と「反枢軸桑港〔サンフランシスコ〕会議開催に対抗し、積極的に対敵政治攻勢を展開する」ことにあった⁽⁵⁸⁾。会議の冒頭、東郷外相は、この戦争は世界的規模においては「公正なる国際秩序」をめぐる「闘争」であると演説し、次の諸原則を「世界秩序建設の為の指導原則」として提案した。

①「国際秩序確立の根本的基礎」としての「政治的平等、経済的互惠及固有文化尊重」および「人種差別の撤廃」、②「国の大小を問わず政治的に平等の地位を保障せられ、且其の向上発展に付均等の機会を与へらるべく、政治形態は各国の欲する所に従ひ、他国の干渉を受くることなかるべし」、③「植民地的地位にある諸民族を解放」、④「資源、通商、国際交通の壟断を排除して経済の相互交流を図る」、⑤文化の相互尊重と文化交流⁽⁵⁹⁾。これらの国際原則には大東亜宣言の主要原則は含まれているが、大東亜の結束に必要な固有の原則というより「国際主義」の系列に連なる諸原則の羅列であり、「米國務省によって起草されといつてよい内容」と評される所以である⁽⁶⁰⁾。こうした戦争の争点を越える理念の提示が可能となったのは、外務省をとりまく内外環境の変化の故であったと言い得る。大東亜宣言の立案が、軍部や大東亜省との厳しい折衝のなかから生まれたものであるとすれば、この大使会議宣言は国内的・国際的現実との緊張関係や圧力から解放されたところに成立した宣言であった。重光の大東亜共同宣言が「地域主義」を志向するものであったとすれば、東郷の大東亜大使会議宣言が「普遍

主義」を志向するものであったと位置づけられよう。こうした「国際主義」への確信は、米英の勝利というより、「国際主義」それ自体の「勝利」を予見していた所に強靱さがあったといふべきであろう。

45年6月の地方総監会議において、「最近の国際情勢」を語った東郷は、とくに日本の戦争目的について触れ、日本の外交方針は「米英を含めたる全世界に対し恒久的世界平和を招来するの大道」を示すものでなければならず、大使会議宣言は、大東亜の解放のみならず「世界に萬邦共栄の国際新秩序」を樹立するための「公正なる戦争目的」であり、「真に一億国民の一人一人の信念」となる必要があると説いている。それは戦争の帰趨如何にかかわらず、「国際主義」を受容する心理的準備を促しているかのようである⁽⁶¹⁾。

注

- (1) 三輪公忠『日本・1945年の視点』東京大学出版会、1945年、12～13頁。
- (2) 鶴見祐輔『後藤新平』第2巻、勁草書房、1965年、961頁。
- (3) 例えば、Akira Iriye, Power and Culture; The Japanese-American War, 1941-1945 (Harvard U.P., 1979)。
- (4) 蠟山政道「世界の再認識と地域的国際連盟」(同『世界の変局と日本の世界政策』巖南堂 1938年)。なお、蠟山の「地域主義」については三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」(細谷千博ほか編『日米関係史』第3巻、東京大学出版会、1971年)、および高橋久志「『東亜協同体論』」(三輪公忠編『日本の1930年代』彩流社、1980年)に多くを負っている。
- (5) 蠟山「欧州大戦と二つの帝国主義」(同『世界と日本』改造社、1941年)。
- (6) 前掲、高橋論文。
- (7) 井上寿一「国際協調・地域主義・新秩序」(坂野潤治ほか編『日本現代史3』岩波書店、1994年、271～303頁)。
- (8) 石橋「世界開放主義を掲げて」(石橋湛山全集編集委員会編『石橋湛山全集』第11巻、東洋経済新報社、1972年)。
- (9) 主に前掲、井上寿一論文に依拠している。
- (10) 外務省通商局「第二次欧州戦争ノ性格ト東亜経済新秩序ノ建設」(外務省記録E0.0.0.3-1-1-2。)
- (11) 同上および前掲、井上論文。

- (12) 高橋是清「東亜経済力樹立に関する意見」「対支経済対策概見」(1921年5月)。
- (13) 東亜連盟協会『世界最終戦と東亜連盟』(1941)。
- (14) 拙稿「『東亜新秩序』と地政学」(前掲、三輪編『日本の1930年代』)。
- (15) 飯本信之「人種争闘の意義と地政学的考察(一)～(三)」『地理学評論』(1巻1号、1巻10号、2巻1号)。
- (16) 飯本「所謂地政学の概念」(『地理学評論』4巻1号)。
- (17) 阿部市五郎『地政治学入門』古今書院、1933年。
- (18) 川西正鑑「ファッショ地理学＝地理政治学批判」(『拓殖大学論集』3巻2号)。
- (19) 1940年には『思想』岩波書店が「国土の問題」と題してゲオポリティクの基礎理論に関する特集を組むにいたっている。
- (20) 前掲、拙稿。
- (21) 矢野暢『日本の南洋史観』中央公論社、1979年、184～185頁。
- (22) 綿貫勇彦「地理教育の現状と課題」(『地理学研究』1巻4号)。
- (23) 飯本「南洋の地政学」(『南洋地理大系』第1巻、ダイヤモンド社、1942年)。そのほか江澤譲爾「濠太利亚細亜海の地政学的考察」(『国際経済研究』2巻4号)など。
- (24) 南方作戦が一段落し、次の目標をオーストラリアに設定するか否かという戦略的課題に「予見」を与える地政学も登場する。たとえば、太平洋協会弘報部次長であった井口一郎は、「濠州への地政学的必然」を論じ、オーストラリアの大東亜圏への結合の必然を説く。かつて濠州は日英同盟、ワシントン条約、国際連盟などによってその安全を保障されていたが、今日では英米勢力の衰退によってそれは不確定なものとなり、英米との経済提携も弛緩し、オーストラリアに「残された唯一の道は、東亜への市場への結合という方向づけである」と説く。
- (25) 加田哲二『現代の植民政策』慶応書房、1939年、同『東亜協同体論』日本青年外交協会、1939年、同『植民政策』ダイヤモンド社、1940年。
- (26) 加田「東亜経済協同体の政策」(『中央公論』1939年12月号)。
- (27) 加田「東亜建設理論の再吟味」(同『太平洋経済戦争論』1941年)。
- (28) ピーター・ドウス(Peter Duus)藤原帰一訳「植民地なき帝国主義」(岩波書店『思想』814号、1992年)。
- (29) 「大東亜共栄圏建設原案(草稿)」総力戦研究所資料第45号、1942年1月27日)。
- (30) 石川準吉『国家総動員史・資料編 第四』国家総動員史刊行会、1982年、1257～1262頁。

- (31) 主に拙稿『太平洋戦争とアジア外交』（東京大学出版会、1996年）および同「重光葵と大東亜共同宣言」『国際政治』109号、1995年）による。
- (32) 「日華同盟条約案・大東亜憲章」（4月18日）外務省記録A7.0.0.9-41-2.
- (33) 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィルム(Japan Ministry of Foreign Affairs, 1868-1945, WT Series, Reel 52.
- (34) 拙著、135-136頁および伊藤隆ほか編『重光葵手記』中央公論社、1986年、155～156頁。
- (35) 前掲、拙著、113、135～136頁。
- (36) 前掲、マイクロフィルム所蔵の戦争目的研究会幹事会議事録。
- (37) 同上。
- (38) 重光「大西憲章と太平洋（大東亜）憲章」（前掲、『重光葵手記』328～330頁）。
- (39) Christper Thorne, Allies of a Kind: The United States, Britain, and the War against Japan, 1941-1945 (New York, Oxford University Press, 1978.), pp. 160～162.
- (40) 『昭和18年度執務報告』（外務省条約局）。
- (41) 戦争目的研究会における議論および各案は前掲マイクロフィルム版による。
- (42) 前掲『昭和18年度執務報告』。
- (43) 大東亜会議調書の原稿（無題）外務省記録A7.0.0.9-48-1.
- (44) Japonicus, “The Pacific Charter”, in Contemporary Japan, (Vol. 13, No. 3, March 1944), pp. I～XVI.
- (45) Walter Lippman, U. S. War Aims, (Boston: Little Brown & Co., 1944), pp. 188～190.
- (46) 清沢冽『暗黒日記』評論社、一九七九年（昭和一八年九月六日）。
- (47) 「戦時国民思想確立に関する基本事項」（昭和一八年一二月）（『現代史資料』第41巻、みすず書房、1965年）、510頁。松尾尊允「十五年戦争下の石橋湛山」（日本政治学会編『近代日本の国家像』岩波書店、1982年）、227頁。
- (48) 前掲、『暗黒日記』（1943年10月7日）。
- (49) 同上（1943年11月25日）。
- (50) 増田弘『石橋湛山研究』東洋経済新報社、1990年、292～293頁。前掲、『暗黒日記』（1944年9月14日）。
- (51) 清沢冽「大東亜宣言の具体化」（1944年8月12日）（前掲『暗黒日記』、806-808頁）。
- (52) 前掲、『暗黒日記』（1944年9月27日、10月20日、11月12日、11月25日）、および『東洋経済新報』（1944年11月4日、11月18日、11月25日、45年2月10日）など。

-
- (53) 前掲、『暗黒日記』(1944年11月25日)。
- (54) 同上(1944年12月16日)。
- (55) 清沢「対支新政策の根底—米国の帝国主義に対置せよ」(1945年2月17日)(『暗黒日記』、832～834頁)。
- (56) 「世界平和の破れたる根本原因」(前掲、『石橋全集』第12巻、251～255頁)。および「戦後世界経済機構案」(1945年5月)(同右、255～258頁)。
- (57) 『東洋経済新報』(1945年2月10日号)。
- (58) 「大東亜大使会議開催の経緯」(外務省記録A7.0.0.9-53)。
- (59) 同上。
- (60) 入江昭「戦後アジアへの戦時日本の構想」(細谷千博編『日英関係史 一九一七—一九四九』東京大学出版会、1982年、199頁)。
- (61) 「最近ノ国際情勢」(6月19日、地方総監会議ニ於ケル外務大臣説明案)およびAkira Iriye, *op. cit.*, pp. 120-121, 240-41.